

資料1 - 1	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第1回）
	平成18年5月16日

化学物質対策の現状

国際的な取組み

1. 施策の枠組みに関すること

(1) リオ宣言等

リオ宣言（環境と開発に関するリオ宣言）（1992年6月、国連環境開発会議）
 第15原則 環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。

アジェンダ21（持続可能な開発のための人類の行動計画）（1992年6月、国連環境開発会議）

第19章 有害及び危険な製品の違法な国際的移動の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理

- A 化学的リスクの国際的評価の拡充と促進
- B 化学物質の分類と表示の調和
- C 有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換
- D リスク削減計画の策定
- E 各国の化学物質管理能力と体制の強化
- F 有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止
- G 国際協力の強化

WSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）実施計画（ヨハネスブルク実施計画、2002年9月）

23. -----環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に記されている予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。-----これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

（略）

(b) -----2005年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチを更に発展させること-----

(c) 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム（GHS）を2008年までに完全に機能させるように、各国に対し同システム

を可能な限り早期に実施するよう促すこと。

(2) S A I C M (国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)(2006年2月)
2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、次のような事項について定めた「包括的方針戦略」を決定

- ・科学的なリスク評価に基づくライフサイクルにわたるリスクの削減
- ・予防的取組方法の考え方
- ・有害化学物質に関する情報の収集と提供
- ・各国における化学物質管理体制の整備
- ・途上国に対する技術協力の推進

2006年2月にドバイで開催された国際化学物質管理会議で採択され国連環境計画で承認

(3) G H S

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」であり、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全データシートを提供したりするシステムのこと。このシステムの導入により、化学物質による事故などを減らすことが期待される。

2003年7月に国連により導入が勧告されており、2008年中(アジア太平洋諸国は2006年中)を目標に、国際的に導入を進めている。

2. 個別の施策

(1) R E A C H 規則 (E U)

E U の新たな化学物質規制案で、化学物質の登録、評価、許可を統合するシステム

既存化学物質の安全性評価が進まないこと等を克服するため、既存化学物質に係るリスク評価の実施を産業界に移行するなどを含む。

欧州委員会で2004年10月に規則案が採択され、2007年の施行を目指して法制化審議手続中である。

(2) W E E E / R o H S (E U)

W E E E 指令

電気、電子機器廃棄物を対象として、メーカーに自社製品の回収・リサイクルコストを負担させるもの。2005年8月以降に販売される製品については、メーカー各社が自社製品について費用負担する。2005年8月以前に市場に出された製品のリサイクルコストについては、メーカーが市場シェアに応じて費用負担する。

R o H S 指令

電気、電子機器を対象として、2006年7月以降にE U加盟国で新規に市場に投入される特定製品への重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)と、臭

素系難燃材（PBB、PBDE）の6物質の使用を原則禁止するもの。最大許容濃度は、カドミウムが0.01%、カドミウム以外が0.1%である。部品や材料も対象となるので、サプライチェーン全体での管理が求められる。

(3)HPV点検プログラム（OECD、米国）

OECDのHPV（高生産量）化学物質プログラム

既存化学物質の点検とリスク解消のために、1992年から開始された国際的な取り組み

高生産量化学物質（OECD加盟国の少なくとも1か国で1,000トン/年以上生産されている化学物質）について、加盟国が分担してデータを収集し評価を実施（現在、約5,200物質が対象）

1999年から化学物質製造事業者等が積極的に参画

米国のHPV（高生産量）化学物質チャレンジプログラム

「化学物質についての知る権利にかかるプログラム」の一環として1998年に開始された取り組み

米国有害物質規制法（TSCA）により、製造・輸入数量の届出義務のある有機化合物（高分子化合物を除く）のうち、10万ポンド（約450トン）/年以上製造・輸入されている物質が対象（約2,800物質、1994年に約500物質追加）

化学物質の製造・輸入者が自主的に単独又はコンソーシアムを結成してスポンサーとなり情報を収集

(4)個別の条約

POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）

残留性有機汚染物質から人の健康の保護及び環境の保全を図ることを目的に2001年5月に採択

日本は2002年8月に締結し、50ヶ国の締結により2004年5月に発効

対象物質

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPCB等12物質

条約の主な内容

- ・製造、使用の原則禁止（PCB等9物質）及び原則制限（DDT）
- ・非意図的生成物質（PCDD等4物質）の排出削減
- ・POPsを含む在庫、廃棄物の適正管理及び処理
- ・これらの対策に関する国内実施計画の策定

PIC条約（国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約）

有害化学物質の輸出入に際し事前の情報交換や同意手続について定めた条約で1998年9月に採択

50ヶ国の締結により2004年2月に発効し、日本は2004年2月に締結

対象物質

2,4,5-T等39物質

条約の主な内容

- ・特定の化学物質を禁止し又は厳しく規制するための国内措置をとった締約国は、当該措置を事務局に通報
- ・自国において禁止又は厳しく規制された化学物質が自国から輸出される場合には、輸入締約国に対して通報
- ・自国において禁止又は厳しく規制された化学物質が輸出される場合には、当該物質の危険性又は有害性に関する情報をラベル等により表示し、安全性に関する資料を輸入者に送付することを義務付け

バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）

有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続を定めた条約で1989年3月に採択

1992年5月に発効し、日本は1993年9月に締結

対象物質

有害な特性を有し条約対象となる廃棄物のリストを附属書で規定（シュレッダーダスト、鉛蓄電池等）

条約の主な内容

- ・廃棄物の輸出には輸入国の書面による同意が必要
- ・非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止
- ・廃棄物の国境を越える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は当該廃棄物の引き取りを含む適当な措置を実施

A F S条約（2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約、T B T（トリブチルスズ）条約とも言われる。）

T B T（トリブチルスズ）等を含む有機スズ系船舶用塗料等による海洋環境及び人への悪影響を減少させることを目的とする条約で、日本の提案により国際海事機関（I M O）において2001年10月に採択

日本は2003年7月に締結（未発効）

対象物質

使用禁止塗料リストを附属書で規定

条約の主な内容

- ・T B T船舶用塗料の新たな塗布の禁止（2003年1月1日以降）
- ・既に塗布されているT B T船舶用塗料の船体からの完全除去又は塗料が海水に溶出しないよう塗膜の塗布（2008年1月1日以降）

I L O第170号条約（職場における化学物質の使用の安全に関する条約）

労働者保護の観点から化学物質管理について定めた条約で、国際労働機関（I L O）において1990年6月に採択

1993年11月に発効（日本は未批准）

条約の主な内容

- ・すべての化学物質について標章の貼付
- ・有害な化学物質についてラベルの貼付及び化学物質安全データシート（MSDS）の提供
- ・安全情報資料が提供されていない化学物質を受け取った使用者は、その情報を得るまで当該化学物質を使用しない。
- ・労働者のばく露に関する監視、記録等
- ・ばく露に伴う有害性の労働者への周知

オーフス条約（環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約）

リオ宣言第 10 原則（市民参加）を受け、環境分野における市民参加の促進を目的とした条約で、国連欧州経済委員会（UNECE）において 1998 年 6 月に採択

2001 年 10 月に発効（国連欧州経済委員会の加盟国によって採択された条約）

条約の主な内容

- ・環境に関する情報へのアクセス権
- ・環境問題の意思決定における市民参加
- ・環境問題に関する司法へのアクセス権

国における取組み

1. 施策の枠組みに関すること

(1) 第 3 次環境基本計画における化学物質対策

第 3 次環境基本計画（環境から拓く新たなゆたかさへの道）の閣議決定（平成 18 年 4 月）

化学物質の環境リスク低減に向けた取組

（重点的取組事項）

- ・化学物質の有害性・暴露に関する情報を収集し、科学的なリスク評価を推進
- ・化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的な取組方法の観点に立った効果的、効率的なリスク管理
- ・リスクコミュニケーションの推進による環境リスクに関する情報に対する国民の理解と信頼の向上
- ・国際的な協調の下での国際的責務の履行と、我が国の経験をいかした積極的な国際貢献

(2) OECD 環境保全成果レビューにおける化学物質対策に関する勧告

OECD 環境政策委員会・環境保全成果ワーキングパーティーにおいて、我が国の環境政策の取組状況を審査した環境保全成果審査報告書を承認（平成 14 年 1 月）

化学物質対策に関する勧告

- ・生態系保全を含むように規制の範囲をさらに拡大すること。
- ・化学業界の自主的取組を強化するとともに、化学品製造者に対して既存化学物質等の安全性点検へのより積極的な役割を付与すること。
- ・化学物質が環境及び健康へ与えるリスクを、製品のライフサイクルのあらゆる段階において削減するよう、製造業者を奨励するための対策を導入すること。
- ・農薬の使用に関する規制等について、農業者の指導を継続し、遵守状況を監視すること。
- ・化学物質に関するデータベースの整備及びリスクコミュニケーションの強化を図ること。
- ・東アジアにおける環境上適正な化学物質管理を引き続き促進すること。

2. 規制的手法を用いた施策

(1) 製造や取扱い段階での規制の例

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法、昭和 48 年公布）

難分解性かつ生物濃縮性を有する化学物質による環境経由の人の健康被害を防止する目的で制定。対象範囲を、人の健康被害防止に加え、動植物への影響にまで拡大した審査・規制制度を導入するための法改正（化審法改正、平成 16 年 4 月施行）

対象物質

- ・ 第一種特定化学物質：難分解性、高蓄積性、人への長期毒性・高次捕食動物への毒性
製造・輸入の許可制（事実上禁止）、特定用途以外の使用禁止等
P C B 等 1 5 物質
- ・ 第二種特定化学物質：難分解性、人への長期毒性・生活動植物への長期毒性、被害のおそれのある環境残留
製造・輸入量等の届出、技術上の指針、表示義務等
トリクロロエチレン等 2 3 物質
- ・ 第一種監視化学物質：難分解性、高蓄積性（*）
P B B 等 2 5 物質
- ・ 第二種監視化学物質：難分解性、人への長期毒性の疑い
クロロホルム等 8 4 2 物質
- ・ 第三種監視化学物質：難分解性、動植物への毒性
指定の準備中

製造・輸入実績
数量等届出、指
導・助言等

* 毒性が明らかになるまでの間も法的な監視の下に置く第一種監視化学物質制度を導入（化審法改正、平成 16 年 4 月施行）

制度のあらまし

- ・新規化学物質の事前審査制度
(分解性、蓄積性、人への長期毒性・動植物への毒性に関する事前審査)
- ・難分解性、高蓄積性、人への長期毒性・動植物への毒性を有する化学物質の製造等の規制
- ・既存化学物質(約2万種類)について、国による安全性点検の実施
- ・事業者が有害性情報を入手した場合の国への報告義務

農薬取締法(昭和23年公布)

品質不良の農薬を取り締まることを主な目的として制定。昭和46年の法改正で国民の健康保護及び生活環境の保全を目的に追加。平成14年に無登録農薬の販売・使用が社会問題となったことを契機に法改正

登録保留基準の設定

- ・作物残留に関する基準
- ・土壌残留に関する基準
- ・水質汚濁に関する基準
- ・水産動植物への毒性に関する基準(*)

*生態系保全を視野に入れた取組を強化するため設定(平成17年4月施行)

残留農薬基準の設定(食品衛生法)

ポジティブリスト制度(*)の導入(平成18年5月29日施行)

*農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度

農薬使用基準の設定

人畜や水産動植物等に被害が生じないように、農薬を使用する者が遵守すべき規
準(平成15年3月制定)

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年公布)

有害物質の家庭用品中含有量等の規制基準の設定

対象物質

ホルムアルデヒド等20物質

対象品目

乳幼児用下着等40品目

基準逸脱家庭用品の販売・譲渡・陳列の禁止

製造・輸入業者等による製品に含有される物質の健康影響の把握と適切な措置

毒物及び劇物取締法(昭和25年公布)

毒物及び劇物(人体について急性的な危害を及ぼす化学物質のうち、政令で指定されたもの)について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行う。

対象物質

毒物:シアン化水素等101物質

劇物:塩化水素等353物質

特定毒物:オクタメチルピロホスホルアミド等10物質

規制のあらまし

- ・ 毒物、劇物の表示
- ・ 毒劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供
- ・ 製造業、輸入業、販売業の登録
- ・ 毒劇物取扱い責任者の設置等の基準

M S D S（安全データシート）の義務付け

労働安全衛生法（昭和 47 年公布）

化学物質による労働者の健康障害を防止するための必要な措置について規則等を制定

- ・ 特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年制定）
- ・ 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年制定）
- ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年制定）
- ・ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年制定）

法の対象物質

第一類物質：P C B 等 7 物質

第二類物質：ベンゼン等 3 6 物質

第三類物質：アンモニア等 9 物質

作業環境測定の結果から作業環境管理の良否を判断する際の基本となる値として管理濃度を設定

M S D S（安全データシート）の義務付け

建築基準法（建築基準法改正、平成 15 年 7 月施行）

シックハウス対策のために建築物に関する規制を導入

対象物質

ホルムアルデヒド及びクロルピリホス

ホルムアルデヒドに関する規制

- ・ 内装仕上げの制限
- ・ 換気設備の義務付け
- ・ 天井裏の制限

クロルピリホスに関する規制

居室を有する建築物へのクロルピリホス添加建材の使用禁止

(2)環境への排出段階での規制

特に環境リスクの高い化学物質については、環境基準を設定して各種媒体への排出を直接規制

各種規制法による有害化学物質の排出規制の例

- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年公布）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年公布）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年公布）

・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年公布）

対象物質

大気汚染防止法

有害物質：カドミウム等 5 物質

特定物質：アンモニア等 2 8 物質

水質汚染防止法

有害物質：水銀等 2 7 物質

3.自主的取組手法を用いた施策

(1)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法又はP R T R法、平成 11 年公布）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進すること及び環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として制定

対象物質：4 3 5 物質

第一種指定化学物質：3 5 4 物質（P R T R + M S D S）

うち特定第一種指定化学物質（発ガン物質）：1 2 物質

第二種指定化学物質：8 1 物質（M S D S）

対象事業者

・業種：製造業等 2 3 業種（*）

* 主な対象外業種は、建設業、農業など

・従業員数（事業者全体）：2 1 人以上

・対象物質取扱量（事業所単位）：1 トン / 年以上（*）

* 特定第一種指定化学物質は 0 . 5 トン / 年以上

国の化学物質管理指針に留意した管理

排出量・移動量の把握と届出（P R T R 制度）

国は集計結果を公表し、個別事業所データを開示

取扱情報の提供（M S D S 制度）

法施行後 7 年経過時（平成 1 9 年度以降）に必要な応じ見直し

(2)大気汚染防止法による有害大気汚染物質対策

大気汚染防止法の改正（平成 8 年 5 月公布）により、有害大気汚染物質対策について、事業者の責務が追加

優先取組物質：テトラクロロエチレン等 2 2 物質

国は「事業者による有害大気汚染物質の自主管理のための指針」を作成し、自主管理の実施を要請

対象物質：ベンゼン等 1 2 物質

第 1 期自主管理計画（平成 9 年度～平成 11 年度）

参加事業者団体：7 7 団体

削減率（平成 7 年度比）：目標 3 5 % 実績：4 1 %

第2期自主管理計画（平成13年度～15年度）

参加事業者団体：74団体

削減率（平成11年度比）：目標 40% 実績：57%

ベンゼンに係る地域自主管理計画

対象地域：5地域（*）

* 室蘭地区、鹿島臨海地区、京葉臨海中部地区、水島臨海地区、大牟田地区

削減率（平成11年度比）：目標 72～98%（全体平均 約86%）

実績：57%

ベンゼン等の大気環境濃度の改善に一定の効果があり、環境基準（又は指針値）超過地点数は着実に減少

平成17年6月、中央環境審議会有害大気汚染物質排出抑制専門委員会にて評価
今後の対応（これまでの業界単位等での削減取組は実施しない）

- ・ 個々の事業者における自主的な排出抑制の推進
- ・ 地域の実情に応じた地域主体の取組の実施
- ・ 国における対応
 - ✓ P R T R データやモニタリング結果による検証・評価
 - ✓ 必要に応じ追加的措置の検討

(3)大気汚染防止法による揮発性有機化合物対策

大気汚染防止法の改正（平成16年5月公布）により、揮発性有機化合物について、排出規制と事業者の自主的取組を適切に組み合わせて排出抑制を図ることを旨とする対策を導入

削減目標

平成22年度に3割程度削減（平成12年度比）

排出規制による削減率：1割

自主的取組による削減率：2割

4.モニタリングの実施

(1)化学物質環境実態調査（通称：エコ調査、旧黒本調査）

環境省では昭和49年以来、一般環境中における化学物質の残留状況を継続調査。

平成17年から新しい枠組みで調査を実施

「化学物質実態環境実態調査物質選定検討会」において、毎年調査対象物質を選定

調査の体系

- ・ 初期環境調査
環境中での存在の確認を行うための調査。分析法を開発して調査を実施
- ・ 詳細調査
環境媒体ごとに定量的な測定
- ・ モニタリング調査

経年的な環境中残留量を把握

- ・暴露量調査

ヒト暴露量の把握と野生生物の体内蓄積量の確認

- ・ヒト生体試料調査

ヒト生体中の化学物質の濃度測定

(2)環境試料保存事業（スペシメンバンク）

新たな環境汚染の発生などに対処して過去にさかのぼった分析確認を可能とする体制作り

5.その他の施策

(1)既存化学物質の安全点検の実施（Japan チャレンジプログラム）

化学物質の安全性に関する情報の収集・発信を目的とした取組

基本方針

- ・官民連携による事業の推進（民間からスポンサーを募集）

- ・リスクの観点から優先的に情報収集する物質を選定

有機化合物のうち国内及び海外で情報の取得予定がない物質で、製造・輸入量が1,000トン/年以上のものを優先的に実施（約700物質）

- ・収集した情報は一元的に管理し国民に広く提供

収集する情報

物理化学的性状、環境中運命、人毒性、生態毒性

事業実施期間

平成17年度～20年度

(2)内分泌かく乱化学物質対策

「環境ホルモン戦略計画」(SPEED98)による取組（平成10年度～16年度）

- ・内分泌かく乱作用が疑われている67物質群をリストアップ

- ・生態系への影響評価のため魚類（メダカ）を用いた試験実施

試験した36物質のうち4物質（*）で内分泌かく乱作用を確認

* 4-t-オキシルフェノール、ニルフェノール、ビスフェノールA、o,p -DDT

- ・人の健康への影響評価のための哺乳類（ラット）を用いた試験実施

作用が認められた物質なし

「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針」(ExTEND2005)

による取組（平成17年度以降）

総合的な化学物質対策の中で必要な取組を推進

- ・野生生物の観察

野生生物の変化を観察し、生態系への影響を把握

- ・環境中濃度の実態把握及び暴露量の推定

化学物質環境実態調査の一環として実施

- ・内分泌かく乱作用のメカニズム解明

個体レベルの影響と細胞・分子レベルの変化の関連性を把握

・作用・影響評価のための試験の実施

必要に応じてメダカやラットを使った試験を実施し、化学物質の内分泌かく乱作用を検証・評価

試験対象物質は、専門家の意見を踏まえて選定（リストアップは行わない。）

・リスク評価とリスク管理

生体への作用と組み合わせて総合的なリスク評価を行いリスク管理

・リスクコミュニケーションの推進

広く正確な情報提供を実施

(3) P O P s（残留性有機汚染物質）対策

ストックホルム条約（P O P s 条約）が平成 16 年 5 月に発効

「ストックホルム条約に基づく国内実施計画」策定（平成 17 年 6 月）

・P O P s の製造、使用、輸入、輸出を防止するための規制措置

・非意図的生成物の排出削減のための行動計画

・在庫、廃棄物の適正管理及び処理

ダイオキシン類対策

・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年公布）による削減計画

第一期削減計画（平成 12 年 9 月作成）

削減目標：平成 14 年度に約 9 0 %削減（対平成 9 年度比）

平成 15 年度の削減実績は約 9 5 %（対平成 9 年度比）

第二期削減計画（平成 17 年 6 月作成）

削減目標：平成 22 年度に約 1 5 %削減（対平成 15 年度比）

・排出量が着実に削減された結果、ほとんどの地点で環境基準を達成

P C B 対策

・P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年公布）に基づき、P C B 廃棄物の処理を推進

・日本環境安全事業(株)が全国 5 箇所（*）に処理施設を整備

*北九州、豊田、東京、大阪、室蘭

(4)電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示制度

資源の有効な利用の促進に関する法律の政令改正（平成 18 年 3 月）及び省令改正（平成 18 年 4 月）が行われ、含有表示を義務化（平成 18 年 7 月 1 日施行予定）

電気・電子機器に含まれる特定の化学物質の含有表示を標準化することにより、

サプライチェーン及びライフサイクル各段階の事業者における特定の化学物質

の管理の改善を促進すること等を目的としている。

対象製品（7 品目）

パーソナルコンピュータ、エレット形エアコンデション、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機

対象物質と含有率基準値

鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE：0.1%

カドミウム：0.01%

表示方法はJISで規定

「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」(通称 J-Moss、平成 17 年 12 月制定)

(5)小児等の脆弱性を考慮したリスク評価手法の検討

環境省では、小児等の脆弱性に着目したリスク評価のあり方について検討を行うため、「小児の環境保健に関する懇談会」を設置(平成 17 年 12 月)

小児の特徴(成人との比較)

- ・暴露媒体(大気、水、土壌等)の取り込み量(呼吸量、飲水量等)が異なる。
- ・暴露経路が異なる。(おもちゃ・手を容易に口に入れるなど)
- ・感受性が異なる。(神経系・免疫系が発達途中。代謝機構が成人と異なる。)

小児には成人のリスク評価手法を用いることができず、小児の特殊性を考慮した暴露評価手法の開発が必要

小児等の脆弱性を考慮したリスク評価を行い、指針値等を設定する必要性を検討する際の基礎資料とする。

(6)リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーション(*)は化学物質による環境リスク低減の取組みの基礎

* 化学物質に関する情報を、市民、産業、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。

情報の整備

環境リスクなどの化学物質についての分かりやすい情報の作成、提供

場の提供

市民、産業界、行政等による化学物質に関する情報の共有及び相互理解の促進(環境省は平成 13 年から「化学物質と環境円卓会議」を開設、運営)

対話の推進

化学物質アドバイザーの育成・派遣や、リスクコミュニケーションの手法開発

民間の取組み

1.レスポンスブル・ケア

世界の化学工業界が、化学物質の開発・製造・物流・使用・最終消費を経て廃棄に至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し、社会との対話を行う活動

1985 年にカナダで始まり、1990 年に国際化学工業協会協議会が設立されて世界的な活動方法を取り決め。日本では 1995 年 4 月に(社)日本化学工業協会内に「日本レスポンスブル・ケア協議会」を設立(協議会の会員は平成 17 年 10 月現在で 105 社)

活動の実施項目

- ・マネジメントシステム
- ・環境保全
- ・保安防災
- ・労働安全衛生
- ・化学品、製品安全

活動の成果を公表して、社会とのコミュニケーションを推進

2. イエローカード

化学物質の物流において、輸送中に漏洩・火災等の事故が発生した場合に、適切な処理が迅速・正確に行えるようにするために必要な事項を記載した緊急連絡カード。(社)日本化学工業協会において、レスポンシブル・ケア推進の一環として作成要領に関する指針の作成・運用を実施

カードへの記載事項

化学物質の性質、事故時の緊急措置、通報連絡事項等
運転者が携行するイエローカードのほか、化学物質が混載されて輸送される場合に迅速・確実に当該物質を特定することができるようにするためのラベル(容器イエローカード)も推奨されている。

3. Tウオッチ

有害化学物質削減ネットワーク(Tウオッチ)は、P R T R 関連情報を市民に分かりやすく提供することなどを目的に平成 14 に設立され、平成 16 年 10 月に N P O 法人として認可
国から開示された P R T R 届出データを独自に加工してインターネット上で公開している。

地方自治体における取組み

ハイテク産業等で用いられる化学物質による環境影響の懸念に対処するため、いくつかの自治体が、化学物質管理指針を定めて事業者による適正管理を促進(1980年代以降)

地方分権の流れの中で、自治体の自主性に基づく地域の特性を反映した化学物質管理政策が重要

主要な条例の概要について、別添 1「主要な都道府県条例における化学物質の適正管理に関する規定の比較」に取りまとめ

大阪府における取組み

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年 3 月公布)の制定にあたって、次のような考え方に基づいて化学物質の大気中への排出を抑制するための対策を検討

- ・「規制的手法」と「管理的手法」を適切に組合せ
 - ・「規制的手法を講ずべき物質」と「管理的手法を講ずべき物質」の選定にあたっては、体系的な科学的知見が蓄積されている発がん性と毒性の度合いを利用
- 大阪府条例による化学物質対策
- ・規制物質：22物質（粉じんについては18物質）
規制対象施設について、規制基準（排出口濃度基準又は設備・構造基準）を適用
 - ・管理物質：123物質
大阪府化学物質適正管理指針に基づき事業者による適正管理の促進

【条例第40条】（化学物質の適正管理）

知事は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質を指定し、その大気中への排出を抑制するための適正な管理に係る指針を定めるものとする。

- 2 前項の化学物質を製造し、又は使用する事業者は、大気中への排出を抑制するため、前項の指針に基づき、これを適正に管理しなければならない。

大阪府化学物質適正管理指針の内容をP R T R法の内容と対比して、別添2「有害化学物質の管理に対する取組みの概要」に示す。